

博士（農学）工藤 康彦

学位論文題名

北海道稻作地帯における農業構造の変動と地域対応

—南幌町の拠点型法人を対象として—

学位論文内容の要旨

北海道の稻作地帯は、農地取得とそれに伴う機械・施設の装備を拡充しながら規模拡大を進めてきた。しかし、生産調整の継続と恒常化や、米市場の国家管理から市場原理の導入へと米市場の変容が稻作地帯に大きな影響を与えてきた。また1990年代以降の農業環境は厳しい状況になり、特に1997年の米価下落とその後の低迷は、個別経営に大転換をもたらすものとなった。さらに2002年の米政策改革大綱による生産調整の抜本的な見直しと市場原理の定着が図られた。その結果、離農による農家戸数の減少は、残存農家の更なる規模拡大を進めた。

農地流動化は、農地保有合理化事業により進められ、規模拡大はより一層激しさを見せたのである。一方で、受け手不足による耕作放棄などが懸念されるようになった。また2004年からの水田農業ビジョンにより、米産地の再編と担い手の再編の取り組みが始まられている。これにより米産地としての生き残りを懸けた方策を問われるとともに転作部門の再編を迫られることになった。そこで問題は一様でなく、古くから複合部門の導入が進んでいた地域では高齢化の中での産地の維持が課題となり、水稻単作的な大規模地域では、いわゆる転作部門の本作化とそれに伴う土地利用体系の確立が課題となっている。

こうした課題への対応として、近年注目されるのが複数戸による共同経営化(法人化)である。この法人化は、従来の個別完結型の規模拡大路線からの転換という意味でも注目される。その動きは地域の課題に応じたものであるため、法人化の必然性を地域農業構造の変動を踏まえながら検討することは、稻作地帯の地域農業維持を図る上での何らかの示唆を与えると考える。

そこで本論文は、北海道の稻作地帯の問題が集中的に表れている南空知地域の南幌町を対象とし、直面している課題に応じて各地域を類型化した上で1990年代以降の農業構造の変化を整理し、農協や地域の対応の結果として設立された法人化の意義と今後の展望を示すことを課題としている。

本論文の課題に応えるため、1章において南幌町の農業構造の変化をみて、その変化に農協がどのように対応したのかを農家負債対策、転作対応、野菜作振興と法人化という視点でみた。そして対象とする南幌町を地域類型化し、5類型（「大規模」、「大規模限界」、「中規模」、「兼業」、「小規模」地域）に分類した上で地域毎の特徴を析出した。南幌町農業はその地域と包摂される地区別にみていくとその構造の特徴と変化は一様ではないことが明らかになった。また、各地域では問題に対して、地域によっては法人を設立しているところもみられる。以下では、この地域類型に従い、構造変化への各地域の対応について事例を用いて分析した。

まず2章では大規模経営を対象としてその経営展開と特徴を明らかにしてきた。特徴として、まず

生産組合による機械化対応があげられ、無駄な投資を抑える一方で農地購入のための資金を確保することができた。しかし規模拡大は他地区への出作と分家を迫られることとなった。また、大規模化は機械所有の個別完結型経営を志向するようになり、機械の効率的な利用のために米麦一毛作を基本とした土地利用が行われた。その結果、経費が低く抑えられ、健全な経営を維持し、後継者確保と更なる規模拡大を進めている。この大規模経営が地域の農地占有率で重要な位置を占め、地域の方向性を位置付けるという意味で地域対応になっているということがわかった。

次に3章では、大規模限界地域における離農多発と負債問題を詳細にみながら、地域対応としての法人化について考察を行ってきた。この地域では離農多発と負債問題が相互に関係し合い、「負の連鎖」に陥りやすいという特徴があった。これは個別農家にとっても、資金融資側の農協にとっても死活問題となりかねない。事例ではこの問題が発生する直前で、地域の農家と農協の考えが合致する形で法人が設立された。法人化後の負債償還の状況は順調であり、負債問題への地域対応としての法人が有効に機能した。

続く4章では中規模地域を対象とした。比較的恵まれた土壤条件の下で良食味米を生産しているが、農戸数の減少が緩やかで大規模化が進まず、それにかわって集約化が進展していた。また、以前より生産組合やMRCなどの運営・利用の経験があって、この集約化路線は比較的安定した営農の展開をもたらしたが、1990年代に入って高齢化が進み、後継者確保問題や労働力問題が現実化した。地域対応としての法人化は、作業体系の効率化などにより労働力問題を解決し、所得の安定にも寄与していることが明らかとなった。

そして5章の兼業地域においては、上層農家による兼業農家への作業受託関係が確立していたが、兼業先の縮小や高齢化により離農が多発し、農地流動化問題と地域内の労働力不足問題として現れた。しかし、地域には農地を積極的に受け容れるだけの余力がなく、小規模層への作業受託供給を必要としていた。これに対して、農地流動化と作業受託システムの継続を前提とした法人が設立された。法人化は、地域内の要請に応えるのみではなく、構成員として参加した大規模農家にも経営の継続を保障した。

さらに6章の小規模地域では、高齢化の進行により地域農業の崩壊が数年後に控えているというまさに危機的状況への対応を迫っていた。この課題に「地域拠点型法人」で対応し、離農跡地の受入が現在の主要な機能となっている。法人化以前における機械化かでキャベツの導入が図られ輪作体系の確立など作付に工夫が見られ、法人経営の安定に寄与している。しかし、大規模層においても、離農跡地を吸収し規模拡大する余地があるかは不明であり、現状の高齢化や後継者不足による労働力不足問題と、離農および離農跡地の発生にどう対処するか、さらなる地域の対応が不可欠となり模索段階にある。

以上から1990年代以降の農業情勢の変化により、農家経済の悪化、負債問題の深刻化が進み、離農が多発するなど、農業構造はドラスチックに変化している。そのような中で地域農業は転作部門の再編を主体とする土地利用体系の再構築を迫られた。

これに対して農協は地域農業戦略として厳しい農業経営問題の克服を計るべく経営転換を図ろうとしている。その場合、同一町村管内といえども大きな地域差が存在するため、それぞれの地域特性に対応した経営転換をはかるとしている。それは、旧来からの負債累積地帯への対応、中規模集約地域における後継者対策、兼業地域における受託組織対策、小規模高齢化地域における担い手対策である。するために、地域条件に対応したタイプの異なる法人を各地域の拠点として配置するいわゆる「拠

点型法人化」を実施したのである。

その機能は、農協事業とも連動しており、農地保有合理化事業による中間保有地の受け皿機能、野菜産地形成における需給調整機能、従来からの累積負債対策など多様である。このように法人化は、従来いわれてきたような農協と対立的なものではなく、農協とのパートナーシップ関係を構築しながら地域のなかで積極的な役割を果たしうる存在といえるのである。

学位論文審査の要旨

主査 教授 坂下明彦
副査 教授 黒河功
副査 助教授 朴紅

学位論文題名

北海道稻作地帯における農業構造の変動と地域対応

—南幌町の拠点型法人を対象として—

本論文は、図8、表96を含み、7章からなる90ページの和文論文である。別に参考論文3編が添えられている。

北海道の稻作は、近年、農地取得とそれに伴う機械・施設の装備を拡充しながら規模拡大を進めてきた。しかし、米政策の変化が稻作地帯に大きな影響を与えた。食糧管理制度廃止と食糧法施行による米市場への市場原理が本格的に導入され、1997年からは米価下落が進行している。さらに2002年の米政策改革大綱により、生産調整の抜本的な見直しが行われ、2004年からは水田農業ビジョンが稻作地帯で開始されている。

一時減少していた農家の離農は、高齢化の進展と負債問題により急速に増加し、残った農家の更なる規模拡大が進展した。北海道農業開発公社による農地保有合理化事業は、その中間保有機能により農地流動化を促進した。こうした中で、今後の地域農業の維持をかけて、担い手農家の育成、水田土地利用の再編と農家の経営転換が図られつつある。

こうした産地と担い手の再編と同時に、法人化による複数戸の共同経営の設立が近年増加を見せている。それは、共同化により農業経営の転換を図ることで地域農業再編の起爆剤となるとともに、受託作業などを通じて地域農業の保全を図ることを目標にした取り組みである。

そこで本論文は、北海道の稻作地帯の問題が集中的に表れている南空知地域の南幌町を対象とし、直面している課題に応じて各地域を類型化した上で1990年代以降の農業構造の変化を整理し、農協や地域の対応の結果として設立された法人設立の意義と今後の展望を示すことを課題としている。

第1章では、南幌町の農業構造の変化を統計的に確認するとともに、地域農業再編の地動力となっている農協の農業振興計画に即して、農家負債対策、転作対応、野菜作振興の各施策を検討するとともに、2001年から開始された拠点型法人化の政策の性格を明らかにしている。また、この間の南幌町農業の構造変動を地域別に観察することで、5つの地域類型に整理し、地域毎の特徴を農協政策との対応関係を踏まえ明らかにしている。

第2章から第6章においては、それぞれの地域類型に則り、地域農業の変動を農協資料と農家経営調査にもとづき検討している。第2章では、個別経営展開が依然として支配的

である大規模地域を、第3章では高位泥炭地に位置し負債問題解消のための法人化を推進している大規模限界地域を、第4章では農業の集約的展開をベースに多様な農家経営を包含した生産協同組合的法人化を進めている中規模地域を、第5章では兼業化の進行に対応した作業受託機能を有する法人化を進める兼業地域を、そして第6章では高齢化が進行し担い手確保をめざす法人化を図る小規模地域を対象としている。

以上の地域類型にもとづく農業構造分析は、北海道の水田地帯の諸局面とその課題を網羅しており、特に都府県の集落営農に対応する北海道型の営農集団の新たな方向性を示している。

その第1は、土地利用の再編に関わる問題である。従来の土地利用は、転作田が固定化されて麦作が連作される偏作的な土地利用であった。共同化により、圃場の大型化と適性利用が図られ、また機械装備の高度化と労働力確保を行うことで、転作圃場の輪作化と露地野菜の組み込みが行われている。また、労働力の確保により大規模な施設園芸も可能となっている。さらには、兼業農家や構成農家に対する作業受託を実施し、地域の農地保全機能を有するようになっている。このことは、農協が進める土地利用再編や野菜産地化のモデルケースとなるとともに、野菜の出荷調製にも貢献する存在となっている。

第2は、農地の受け手の確保、担い手に関する問題である。農業開発公社による農地の中間保有はその長期化(10ヵ年)により停滞しつつあった農地流動化を急速に進めたが、現在では保有期間が終わり、売り渡し段階に至っている。法人は、中間保有農地の受け手となり、経営転換を図ることで安定的な資金償還を行いうる存在となりつつある。また、将来的には、地域内での農地の受け手(取得、賃貸、作業受託)となることで、地域の拠点としての役割を果たそうとしている。また、後継者を十分確保していない法人では、従業員に外部労働力を導入することで、一種の新規参入者教育を行い、将来社員として後継者確保を目指す戦略を探っている。

このように、拠点型法人は単なる農業経営の法人組織への転換を狙ったものではなく、農協管内の各地域農業の特性に対応するかたちで設立されており、「地域連携的」な性格を有しているということができる。その意味で、自治村落を持たない北海道における「集落営農」の代替物として、今後の北海道水田農業の担い手としての一つのモデルと指定しうる。また、従来、法人経営は農協とは対立的な存在と見なされてきたが、こうした地域性を持つことで、農協とパートナーシップ関係を有する組織として位置づけることができる。

このように、本論文は北海道水田地帯における担い手論の視角から法人を位置づけるとともに、農協との関連をも明らかにし、北海道農業の法人論に新たな可能性をもたらしたといえる。

よって審査員一同は、工藤康彦が博士(農学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。